

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月22日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第11号

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

墨田区営運動場条例（昭和46年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

鐘淵野球場	東京都墨田区墨田五丁目地先荒川河川敷内	を
鐘淵球技場		

鐘淵野球場	東京都墨田区墨田五丁目地先荒川河川敷内	に改める。
鐘淵球技場		
立花体育館	東京都墨田区立花一丁目25番10号	

別表第2球技場の項の次に次のように加える。

屋内運動場	貸切りの場合、1回、1時間	午前9時から午後6時まで	220円
		午後6時から午後9時まで	380円
	貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内	一般	160円
		中学生以下	50円

付 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区営運動場条例の規定の例により行うことができる。